



## 国民年金保険料の後納制度



### 国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届け出忘れにより、国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。このような事態を避けるために、法律が改正され、過去10年以内に納め忘れの保険料がある人はぜひ、後納制度をご利用ください。ただし、後納制度の適用には、事前に申し込みをし、審査の結果利用できない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

●**法律の改正内容** 国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長

●**注意事項**

- ①すでに後納制度を申し込みされた人で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済でない場合は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付が出来なかった人で、4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」へご連絡ください
- ②平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません

\*\*\* 問い合わせ \*\*\*



### 国民年金保険料専用ダイヤル

☎ (0570) 011局050番 (ナビダイヤル) ☎ (03) 6731局2015番

■**受付時間** 月曜日 午前8時30分から午後7時00分  
火曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分  
第2土曜日 午前9時30分から午後4時00分

●**注意事項**

- ①お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください
- ②月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付
- ③祝日（第2次曜日を除く）、12月29日から1月3日は利用できません
- ④ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。03で始まる電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります

## 年金相談はご予約で

直方年金事務所では、年金についての相談を予約制で行っています。事前に予約を入れた時間に相談を受けることが出来ます。なお、予約枠の都合でご希望に添えない場合もありますので、希望日を何日か準備し、予約を行ってください。

●**とき** 月曜日から金曜日 = 午前9時から午後4時まで  
第2土曜日 = 午前9時30分から午後3時まで

●**ところ** 直方年金事務所（直方市知古1丁目8番1号）

●**予約の方法** 事前に直方年金事務所お客様相談室に電話をかけ、予約を入れます。当日受け付けは不可

●**必要なもの** 窓口では身分証明書（免許証等）の確認があります。代理人の場合は委任状が必要となります

●**問い合わせ** 詳しくは直方年金事務所お客様相談室 ☎22局0891番まで